

城西国際大学学会会則

制定 令和6年6月21日

運営委員会決定

(名称)

第1条 本会は、城西国際大学学会と称し、城西国際大学（以下「本学」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、本学における学術・研究・教育の発展及び普及に寄与し、あわせて研究助成等を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研究機関誌・学会報その他刊行物の編集・刊行及び助成
- (2) 研究会、学術講演会、シンポジウム等の開催及び助成
- (3) 主として学生会員を対象とするコンテスト、学外見学会などの開催及び支援
- (4) 主として学生会員を対象とする自主的なゼミナール活動などの助成
- (5) 各種研究教育活動に対する支援
- (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

(1) 正会員

- イ 本学の専任教員
- ロ 学部・研究科の学生
- ハ 本学の専任職員
- ニ 本学の非常勤講師で本会の目的に賛同する者

(2) 特別会員

- イ 正会員であった者で、申出のあったもの
- ロ 本会に入会を特別に希望する者で、運営委員会において承認されたもの

(3) 賛助会員 本会のために特別の援助を与える者

(入会)

第5条 本会への入会手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号イの者は、本学への採用をもって自動的に正会員となる。
- (2) 前条第1号ロの者は、本学への入学をもって自動的に正会員となる。
- (3) 前条第1号ハの者は、本学への採用をもって自動的に正会員となる。ただし、本会の目的に賛同しない者は、退会することができる。

- (4) 前条第1号ニの者又は第2号イの特別会員になることを希望する者は、会員申込書に必要な事項を記入し、会長に届け出るものとする。
- (5) 前条第2号ロの特別会員になることを希望する者は、入会申込書に必要な事項を記入し、会長に申し込むものとする。
- (6) 前条第3号の賛助会員については、別に定める。

(会員の権利)

第6条 第4条各号に規定する会員は、本会が刊行する刊行物に投稿する権利及び配布を受ける権利並びに本会が主催する研究会・学術講演会・シンポジウム等に参加する権利を有する。

- 2 正会員は、研究成果を公刊する場合には、刊行助成を受けることがある。
- 3 正会員のうち学生会員は、本会が募集する事業に応募すること、及び調査研究活動等の事業を行う場合には便宜を受けることができる。

(役員)

第7条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 運営委員

(2) 監事

- 2 運営委員の中から、会長、副会長及び会計を各1名選出する。

(運営委員)

第8条 運営委員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長は、学長をもって充てる。
- 3 副会長及び会計は、運営委員会において互選により選出する。
- 4 監事は、運営委員会が推薦し、総会の承認を得て、学内外の専門家を選任する。
- 5 副会長、会計及び監事の任期は、2年以内とする。ただし、再選を妨げない。

(運営)

第9条 会長は、本会を代表し、本会を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会長の指示の下で、本会の会計業務を掌る。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則の規定及び総会又は運営委員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、運営委員会の業務執行の状況及び本会の会計を監査する。

(総会)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。特別会員及び賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権を有しない。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 財産の処分に関する事項
- (6) 会費の額
- (7) 役員の選任
- (8) その他本会の運営に関する重要な事項

4 通常総会は、毎事業年度一回、事業年度終了後 60 日以内に開催する。

5 総会は、会長が招集する。

6 総会の議長は、会長又はその指名する正会員がこれを行う。

7 総会の議事は、出席した正会員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(会費)

第 11 条 会員は、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年額 3,000 円
- (2) 特別会員 年額 2,000 円
- (3) 賛助会員 年額 個人（一口） 6,000 円
法人（一口） 30,000 円

2 一度納入された会費は、返還しない。

(経費)

第 12 条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

(会則の変更)

第 14 条 この会則の変更は、運営委員会の決議による。

(事務)

第 15 条 本会の事務は、研究・社会貢献部において処理する。

(雑則)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会の議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 6 年 6 月 21 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 8 年 4 月 1 日から施行された城西国際大学学会会則は、これを廃止する。